

第 1 0 5 号議案

足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第
4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「犯罪及び火災を防止し」の次に「、並びに区民の生活環境
を保全し」を加える。

第 2 条中第 2 号を第 5 号とし、第 1 号の次に次の 3 号を加える。

（ 2 ） 老朽家屋等 危険な状態にある建物等（空家等対策の推進に
関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「空家特措法」
という。）第 2 条第 1 項に規定する空家等を含む。）をいう。

（ 3 ） 特定空家等 空家特措法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等
をいう。

（ 4 ） 管理不全空家等 空家特措法第 1 3 条第 1 項に規定する管理
不全空家等をいう。

第 3 条中「危険な状態」の次に「、特定空家等又は管理不全空家等」
を加える。

第 4 条第 2 項中「かかる」を「係る」に改める。

第 5 条の見出しを「指導勧告等の措置」に改め、同条中「危険な状態
にある」を「老朽家屋等（特定空家等及び管理不全空家等を除く。）に
当たる」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 区長は、建物等が管理不全空家等に当たると認めるときは、空家特
措法第 1 3 条の規定に基づき、当該管理不全空家等が特定空家等に該
当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導し、

又は必要な具体的な措置について勧告することができる。

- 3 区長は、建物等が特定空家等に当たると認めるときは、空家特措法第22条の規定に基づき、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言若しくは指導をし、勧告し、当該勧告に係る措置をとることを命じ、又は行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、若しくは第三者をしてこれをさせることができる。

第6条中「前条の指導又は勧告」を「前条第1項の規定に基づく指導若しくは勧告又は空家特措法第22条の規定に基づく指導若しくは助言若しくは勧告」に改める。

第7条第1項中「建物等」を「老朽家屋等」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を削り、同条第3項中「第1項に規定する」を削り、「行うときには事前に」を「行った場合には、」に、「の意見を聴かなければ」を「に報告しなければ」に改める。

第8条中「、個々の老朽家屋等の状況及び対応方針について諮問するため」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（所管事項）

第8条の2 審議会は、区長の諮問に基づき、次に掲げる事項について、審議を行う。

- （1） 個々の老朽家屋等の状況及び対応方針に関すること。
- （2） 特定空家等又は管理不全空家等の認定その他空家特措法の施行に関すること。
- （3） 前2号に規定するもののほか、老朽家屋等の適正管理に関し必要な事項

第9条中「又は任命」を削り、「15人」を「6人」に改める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(幹事)

第 12 条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

足立区老朽家屋等審議会の所管事項を追加するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。